

## 千葉県食品等の安全・安心の確保に関する基本方針の見直しについて(案)

## 【経緯】

「千葉県食品等の安全・安心の確保に関する基本方針」は、千葉県食品等の安全・安心の確保に関する条例第7条の規定により、生産から消費に至る総合的施策を実施するため、食品等の安全・安心の確保に関する基本的方向や講ずべき施策を示す。

基本方針は、平成18年に同条例が施行された翌年(平成19年3月)に策定されて現在に至る。

今回は、その後現在までの国の新たな動向や、食品表示法など新たな制度による情勢の変化との整合性を図ることを目的とし、同基本方針の見直しを行いたいと考える。

(同基本方針の概要及び策定当時の経緯は別添資料のとおり)

## 【参 考】

基本方針の作成について(参考資料 参照)

## 1 条例の根拠規定

第7条 知事は、食品等の安全・安心の確保に関する基本的な方針(以下この条例において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 食品等の安全・安心の確保に関する基本的事項
- 二 食品等の安全・安心の確保のため総合的に講ずべき施策
- 三 前各号に掲げるもののほか、食品等の安全・安心の確保のために必要な事項

3 知事は、基本方針を定め、又は変更するに当たっては、あらかじめ、その趣旨、内容その他の必要な事項を公表し、広く県民の意見を求めなければならない。

4 知事は、前項の規定により提出された意見及び情報を考慮して基本方針を定め、又は変更しなければならない。

5 知事は、基本方針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

## 2 基本的な考え方

生産から消費に至る総合的な施策を実施するため、食品等の安全・安心の確保に関する基本的な方向などを定めた基本方針を作成する。

基本方針の内容としては、以下の事項について定める。

- (1) 食品等の安全・安心の確保に関する基本的方向
- (2) 食品等の安全・安心の確保のため総合的に講ずべき施策
- (3) その他、食品等の安全・安心の確保のために必要な事項

## 3 作成の3つの柱

- (1) 「安全で安心な食品」の生産と供給の促進
- (2) 生産から消費までの総合的な食品の監視・指導、検査体制の整備
- (3) 消費者の安心・信頼の確保と関係者の相互理解の促進

#### 4 基本方針作成に係る作業フロー（案）

策定手順

健康福祉部衛生指導課が、庁内関係課と調整しながら  
素案を作成



千葉県食品等の安全・安心協議会に  
（仮称）基本方針改正作業部会を設置し、検討



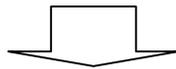
修正案について、第2回千葉県食品等安全・安心協議会  
（知事の付属機関）で検討



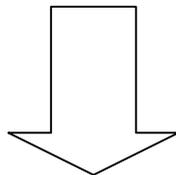
食品等安全・安心協議会長から県に「修正案」を提出



パブリックコメントの実施



千葉県食の安全・安心対策会議で  
パブリックコメントに対する回答作成



平成29年3月を目途に

基本方針の作成

公表



基本方針に基づく施策の推進

(別添)

## 千葉県食品等の安全・安心の確保に関する基本方針（平成19年度策定）

※安全：定められた基準に合うこと 安心：消費者の理解・信頼を得ること

ページ	平成28年度現在の内容 (➡は詳細事項のまとめ)	平成19年度当時の協議会員ご意見 (➡は平成19年度当時、基本方針への反映内容)	今回見直しが必要とされる背景
1	<p>I 策定の趣旨</p> <p>近年、食品の製造・加工・保存技術等の飛躍的な進歩により、様々な食品が広域的に流通する一方で、食に関する諸問題が続発し、食品の安全性に対する不安・不信が高まり、消費者のための食品等の安全・安心の確保の取組が求められる。</p> <p>千葉県は、全国有数の農水産物の生産地や、輸入食品を受け入れる成田国際空港や千葉港等を有しており、首都圏の大消費地に接しながら生産地と消費地を併せ持ち、全県で千産千消を展開している。</p> <p>このような中、食品等の安全・安心の確保のため、関係者がそれぞれの責務や役割を認識し、共に力を合わせて取りんでいくための枠組みとして「千葉県食品等の安全・安心の確保に関する条例」が制定された。</p> <p>基本方針は、条例第7条の規定により、生産から消費に至る総合的施策を実施するため、食品等の安全・安心の確保に関する基本的方向や講ずべき施策などを示す。</p>	<p>「HACCP」「GAP」などの専門用語については、県民にわかりやすく「用語解説」を付け加えてほしい。 (➡用語集を作成)</p> <p>基本方針の骨格の一覧表が大変わかりやすいため、添付していただきたい。 (➡現行基本方針の22ページに一覧表を添付)</p> <p>基本方針の重点項目を明確にし、県民が結果を評価できることを望む。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>①畜産物の安全対策を加え、重点項目を明らかにしてください。</li><li>②重点項目から優先して、短中期的な実行計画を作成してください。</li><li>③実行計画に沿って、関連事業者と消費者が評価を行える体制を作ってください。</li><li>④単年度の食品衛生監視指導計画との整合性をとってください。 (➡単年度計画と進捗状況について本協議会に報告する体制とした)</li></ol> <p>庁内7部局で構成する「千葉県食の安全・安心対策会議」のもとに、具体的な計画、実行期間、数値目標、検証方法等を取りまとめ、本協議会に報告し意見を聞いて実施してください。 (➡関係部局の年間計画と実施結果を報告する)</p>	<p>平成27年度から推進しているHACCPなど新たに説明を補足する必要性が生じている。</p>

ページ	平成28年度現在の内容 (➡は詳細事項のまとめ)	平成19年度当時の協議会員ご意見 (➡は平成19年度当時、基本方針への反映内容)	今回見直しが必要とされる背景
2	II 基本的な考え方と視点 1 基本的な考え方 (1) 食品関連事業者、県の責務と消費者の役割を明確化 (2) 総合的な施策の推進 ①「安全で安心な食品」の生産と供給の促進 ②生産から消費までの総合的な食品等の監視指導、検査体制の充実 ③消費者の安心・信頼の確保と関係者の相互理解の促進 (3) 関係者が一体となって取り組むために、情報や意見の交換を行うリスクコミュニケーションの促進	条例第3条の基本理念「食品等の安全・安心の確保はリスクコミュニケーションにより行われなければならない」「食品等の安全・安心の確保の取組は環境への影響を配慮して行われなければならない」を明記してください。 (➡基本方針に基づく安全・安心確保はこの基本理念の下で推進される)	
3	III 食品関連事業者、県の責務と消費者の役割 1 食品関連事業者の責務 (1) 食品等の安全・安心の確保に係る知識と技術の習得 (2) 生産～製造～販売等での管理履歴の保存 総合衛生管理製造過程(HACCP)に基づく衛生管理の導入 (3) 正確で適切な情報提供、県の施策に協力 2 県の責務 (1) 国や他自治体と連携し、食品等の安全・安心の確保に関する施策の策定と実施 (2) 監視・指導(農薬・動物医薬品の適正使用、生産農場での疾病予防対策、製造・加工施設の衛生管理、適正表示) (3) 検査の実施、検査技術向上(食品中残留農薬、添加物等) (4) 事業者や消費者への情報提供、県民の意見を施策に反映 3 消費者の役割 (1) 適切な食品の購入、保存、調理 (2) 情報や知識の習得、県の施策への意見表明	「食品等の事件・事故を未然に防ぐための方策をとり、事業者に徹底すること」を明記してほしい。 (➡県民の健康への悪影響を未然に防ぐため、事業者の自主管理手法を普及啓発する)  BSEや鳥インフルエンザなどの家畜疾は消費者にも不安が大きいため生産者のみでなく行政の総合的な畜産物の安全対策を加えてください。 (➡生産農場での畜産物の安全対策を盛り込む)	平成27年度から国や自治体が推進しているHACCPは総合衛生管理製造過程に基づくものではない。 (必ずしも高度な衛生設備を前提としない。)

ページ	平成28年度現在の内容 (➡は詳細事項のまとめ)	平成19年度当時の協議会員ご意見 (➡は平成19年度当時、基本方針への反映内容)	今回見直しが必要とされる背景
4	<p>IV 施策の方向</p> <p>1 「安全で安心な食品」の生産と供給の促進</p> <p>(1) 安全・安心な農林水産物の生産と供給</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①農薬の適正使用の推進➡販売者・使用者に研修、立入検査、農薬管理指導士の認定、県産農産物の残留農薬の分析</li> <li>②肥料の適正使用の推進➡堆肥・肥料等の適正施肥管理</li> <li>③家畜の衛生管理指導の推進➡講習会、農場立入検査・指導</li> <li>④トレーサビリティの推進➡農畜産物の生産から流通・販売までの履歴情報の公開</li> <li>⑤GAP(適正農業規範)の推進➡生産者等が、産地等の実態に合わせ、生産環境や各作業工程ごとのリスク管理を行う</li> <li>⑥「ちばエコ農業の推進➡化学農薬・化学肥料の使用量低減</li> <li>⑦千産千消の推進➡新鮮でおいしい、安全で安心な県産農林水産物を県民に提供</li> </ul> <p>(2) 安全・安心な食品等の供給の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①製造・加工者に衛生管理の指導・支援 ➡HACCP導入を指導し、自主衛生管理啓発</li> <li>②流通・販売者に対する支援 ➡多様化する消費者ニーズに対応するため流通・販売過程の取扱いや保存方法を普及</li> </ul>	<p>畜産物については、トレーサビリティの推進の他に、家畜疾病の予防対策を進めるために必要な調査など畜産物の安全対策を講じ実施することを要望する。 (➡生産農場での畜産物の安全対策を盛り込む)</p>	

ページ	平成28年度現在の内容 (➡は詳細事項のまとめ)	平成19年度当時の協議会員ご意見 (➡は平成19年度当時、基本方針への反映内容)	今回見直しが必要とされる背景
5	<p>2 生産から消費までの総合的な食品等の監視・指導、検査体制の充実</p> <p>(1) 生産段階における監視・指導</p> <p>①農林産物の農薬適正使用の推進 ➡農薬取締法に基づき、農薬の適正使用を指導（研修会、立入検査、残留農薬分析の実施等による）</p> <p>②畜産物、養殖水産物の飼料、動物用医薬品の適正使用の推進 ➡「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」や「薬事法」に基づく指導</p> <p>③遺伝子組換え作物とそれ以外の作物との交雑防止を指導 ➡「遺伝子組換え作物の栽培に関する指針（仮称）」に基づき指導</p> <p>(2) 製造・加工、流通販売段階での監視・指導 食品衛生法に定められた製造・加工方法、保存方法、施設衛生基準を監視・指導 ➡重点施設：卸売市場、大量調理施設、食品添加物使用工場、牛乳処理業</p>		
6	<p>(3) 県内に流通する食品等の安全性の確保 輸入食品をはじめ県内流通食品について、残留農薬、添加物などの検査を行い、違反食品を排除する</p>		

ページ	平成28年度現在の内容 (➡は詳細事項のまとめ)	平成19年度当時の協議会員ご意見 (➡は平成19年度当時、基本方針への反映内容)	今回見直しが必要とされる背景
6	<p>(4) 食品表示の適正化の推進</p> <p>①食品衛生法、JAS法等に基づく表示の監視・指導強化 ➡適正表示の啓発・指導、表示ウォッチャーによる継続的なモニタリング</p> <p>②添加物、遺伝子組換え、アレルギー物質などの表示の適正化 ➡食品衛生法の規格基準や遺伝子組換え食品、アレルギー物質を含む食品検査、違反食品の排除、表示の適正化</p> <p>③食品の適正表示のため普及・啓発の推進 ➡事業所への監視、普及・啓発指導、窓口や研修会での周知</p>		食品表示に関する法律が一元化され、平成27年4月1日から新たに「食品表示法」が施行されている。
	<p>(5) 食の安全に対する検査体制の充実 O-157、ノロウイルス、遺伝子組換え食品アレルギー物質など、検査対象の多様化、検査技術の高度化に対応</p>		
	<p>(6) BSE対策の推進 生産段階で死亡牛等のBSE検査を実施し牛の個体識別制度の適切な実施、とちく段階でBSEスクリーニング検査を実施、併せて特定危険部位(BSEの病原体が蓄積される部位)の適正な除去を監視</p>		BSE検査については、現在、国で検査対象月齢を緩和する動向がある。(平成25年7月から平成27年11月までに食用としてと畜された48か月齢の牛は、BSEスクリーニング検査で全頭陰性で、感染牛は発見されていない。)
7	<p>(7) 遺伝子組換え食品に対する監視指導の実施 加工食品を対象に、検査、適正表示の監視指導を実施(遺伝子組換え作物を食品の原材料とする場合には、国の安全性審査を受け、適正な表示をしなければならない)</p>		

ページ	平成28年度現在の内容 (➡は詳細事項のまとめ)	平成19年度当時の協議会員ご意見 (➡は平成19年度当時、基本方針への反映内容)	今回見直しが必要とされる背景
7	<p>3 消費者の安心・信頼の確保と関係者の相互理解を促進</p> <p>(1) 情報提供、広報活動の充実 県民に、迅速に、また的確な時期に情報提供や公表を行う 広報紙やマスメディアを通じた情報提供の充実を図る</p> <p>(2) 食の安全・安心に係る相談窓口体制の充実 県民や事業者からの相談・通報に速やかに対応するため、関係部署と連携</p> <p>(3) 情報の共有化と関係者間の連携強化</p> <p>①すべての関係者との連携 ➡フォーラムや意見交換会の実施</p> <p>②消費者、関連事業者、学識経験者の連携 ➡食品の生産・製造・流通・消費の各段階の関係者と学識経験者で構成する「千葉県食品等安全・安心協議会」で協議・検討施策への提言を行う</p> <p>③県庁内関係部局の連携 ➡食に係る県庁内関係課で「千葉県食の安全・安心対策会議」を構成し、施策等の検討など連携した対応を図る</p> <p>④食品等の安全・安心に係る危機管理の連携 ➡県庁内の複数の部局に関わる緊急事案発生時には、関係部局が連携して対応</p>	<p>③食安全・安心を確保するため、県庁横断的な会議である食の安全安心対策会議を定例化し、実行力のある機関会議に位置づけてほしい。 (➡対策会議は、複数の部局に関わる緊急事案の発生や施策の検討などについて、機動的かつ迅速に対応する基幹会議と位置付けた)</p>	
8	<p>(4) 食育の推進 子どもたちをはじめ県民が、「食」や「農」について、正しい知識を得て、自らが食べ物を選択し、健全な食生活ができるよう、学校や家庭、地域における食育を推進する</p>	<p>食の安全安心を小さい頃から学ぶということが大切であるが、現在の学校ではその機会がない。「学校における食の安全安心教室(仮称)」を食育の一環として取り組むこと」を要望する。 (➡「千葉県食育推進計画(仮称)」については、現在検討中であり、その検討を踏まえ、必要に応じて基本方針を見直す)</p>	<p>「千葉県食育推進計画(仮称)」の仮称を外す。現在、担当課で第3次千葉県食育推進計画案を策定中</p>

ページ	平成28年度現在の内容 (➡は詳細事項のまとめ)	平成19年度当時の協議会員ご意見 (➡は平成19年度当時、基本方針への反映内容)	今回見直しが必要とされる背景
9	<p>V リスクコミュニケーションの促進</p> <p>1 施策実施のリスクコミュニケーションの推進 わかりやすい適切な情報提供や、意見の交換 を行うリスクコミュニケーションを促進し、 関係者が共通した認識の下、協働して施策を 推進できるように図る</p> <p>2 リスクコミュニケーションで事業者と協力 消費者の視点に立ち、事業者が行う消費者等 への情報提供と正しい知識の普及啓発を支援</p> <p>3 効果的なリスクコミュニケーションの検討 県民が安全で安心な食生活を営むために、 食品等には健康に影響を及ぼす要因がある という考えに立った情報提供を行う。 (千葉県食品等安全・安心協議会で実施方法の 評価・検討を行う)</p>	<p>「積極的に開催し」を明記してください。</p> <p>どのような場で行われるのか明記してください。 (例：健康被害、安全性及び表示、食育、その他)</p> <p>タウンミーティング、ネットミーティングの開設 について明記してください。</p> <p>協議会で評価を行い、効果的なあり方を研究して いくことを歓迎する。</p> <p>(➡全ての意見について、今後、協議会において 具体的なリスクコミュニケーションの実施 方法を検討することとした)</p>	

ページ	平成28年度現在の内容 (➡は詳細事項のまとめ)	平成19年度当時の協議会員ご意見 (➡は平成19年度当時、基本方針への反映内容)	今回見直しが必要とされる背景
10	<p>VI 基本方針をより効果的に実現するための体制</p> <p>1 千葉県食品等安全・安心協議会 食品等の安全・安心の確保に関する事項や 施策への提案制度の検討、リスクコミュニ ケーションの実施方法の検討、施策の実施 状況の検証を行い、県の施策への提言を行う</p> <p>2 千葉県食の安全・安心対策会議 施策等の検討や緊急を要する事案発生時に 県庁内の関係部局がこの会議で検討を行い、 機動的かつ迅速な対応を図る</p> <p>3 国や自治体との連携 増加する輸入食品の安全性や、広域に発生 する大規模な食中毒事件などに対応するため 国や他の都道府県と連携する</p> <p>4 基本方針の見直し 食品の製造・加工技術や食品中有害物質 などの検査方法等の変化や社会情勢の変化に 応じて、見直しを行う また、「千葉県食育推進計画(仮称)」や 「遺伝子組換え作物の栽培に関する指針(仮称)」 は、現在検討中であり、今後、これらの検討 も踏まえ、必要に応じて基本方針を見直す</p>	<p>庁内横断的な取組とするため、「千葉県食の安全・ 安心対策会議」の責任の主体部局も明確にする 必要があると考えます。 (➡生産から消費までの総合的対策を講じるため 基幹会議と位置付けた)</p> <p>基本方針を実現していくためには、具体的な施策 ごとの指標と、その検証を含むマネジメントサイ クルを明確にした「実行計画」が必要と考えます。 こうした実行計画を作成している都道府県も増え ており、また、千葉県でもこうした考え方を取り 入れた様々な実行計画が作られるようになって きました。こうした立場から、新たに「5」と して以下の内容を追加することを要望します。</p> <p>5 実行計画の作成 この基本方針を進めるため、期間、目標、検証 方法などを明確にした実行計画を作成します。 (➡基本方針に基づく推進状況等については 協議会に報告するとともに、必要に応じ、 基本方針を見直す)</p>	